

# 総括

## I 総括

### 1 沿革

#### (館山保健所)

- 昭和 15 年 4 月 1 日 館山市長須賀 61 番地に逋信省管内の館山簡易保険健康相談所が開設され、館山市、安房郡、夷隅郡を管内として、簡易保険の加入者を対象に軽易な診療と健康相談の業務を開始した。
- 昭和 19 年 10 月 1 日 館山保健所開設、隔日診療を行い保健所業務を開始した。
- 昭和 23 年 4 月 1 日 総務、業務の 2 課制となる。
- 昭和 26 年 4 月 1 日 総務、予防、衛生の 3 課制となる。
- 昭和 26 年 9 月 26 日 木造 2 階建(延 785.73 m<sup>2</sup>)の庁舎(4,208 千円)が完成した。
- 昭和 39 年 4 月 1 日 総務、保健指導、予防、衛生の 4 課制となる。
- 昭和 39 年 11 月 7 日 レントゲン車が配車された。
- 昭和 44 年 4 月 19 日 現庁舎鉄筋 2 階建(延 843.75 m<sup>2</sup>)が完成(37,080 千円)した。
- 昭和 50 年 4 月 1 日 総務、保健指導、予防、食品衛生、環境衛生の 5 課制となる。
- 平成 元年 4 月 1 日 環境保全課が設置され 6 課制となる。
- 平成 4 年 4 月 1 日 食品広域監視班が設置され、6 課 1 班となる。
- 平成 6 年 4 月 1 日 環境保全課が環境保全班と改組され、5 課 2 班となる。

#### (鴨川保健所)

- 昭和 19 年 10 月 1 日 設置認可され、同年 12 月 25 日開設。安房郡の一部、長狭 12 町村を勝浦保健所から分離し業務を開始した。
- 昭和 20 年 8 月 1 日 鴨川市横渚 714 番地、当時のセファランチン化学療法研究所を借り受け移転した。
- 昭和 23 年 10 月 1 日 性病診療所併設。
- 昭和 33 年 4 月 1 日 庁舎全部を取り壊し、同年 6 月 26 日総工費 6,725,000 円で新設した。
- 昭和 51 年 4 月 20 日 鴨川市横渚 1457 番地の 1 に新築移転した。

#### (安房保健所)

- 平成 9 年 4 月 1 日 地域保健法の全面施行に伴い、館山保健所、鴨川保健所が再編整備され安房保健所となる(5 課 1 地域保健センター)。
- 平成 12 年 4 月 1 日 組織変更により 6 課 2 班 1 地域保健センターとなる。
- 平成 13 年 4 月 1 日 組織変更により 6 課 1 班 1 地域保健センターとなる。

#### (安房保健所[安房健康福祉センター])

- 平成 16 年 4 月 1 日 組織変更により、安房支庁社会福祉課と統合し、安房健康福祉センター[安房保健所]となる(5 課 1 地域保健センター)。
- 平成 18 年 4 月 1 日 組織変更により 4 課 1 地域保健センターとなる。
- 平成 20 年 4 月 1 日 組織変更により 4 課 1 班 1 地域保健センターとなる。
- 平成 24 年 4 月 1 日 組織変更により 5 課 1 地域保健センターとなる。
- 平成 30 年 4 月 1 日 組織変更により 6 課 1 地域保健センターとなる。

表1 歴代所長

## (館山保健所)

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	矢崎 紆郎	昭和 19. 10. 1～23. 11. 30	11代	服部 隆男	昭和 52. 5. 1～54. 4. 19
2代	山田 義男	昭和 23. 12. 1～26. 6. 15	12代	信藤 羊一	昭和 54. 4. 20～59. 3. 31
3代	遠藤 真三	昭和 26. 6. 16～29. 4. 23	13代	山田 裕巳	昭和 59. 4. 1～60. 4. 10
4代	島村 多之助	昭和 29. 4. 24～33. 12. 31	14代	小倉 敬一	昭和 60. 4. 11～62. 3. 31
5代	北原 圭三	昭和 34. 1. 1～34. 3. 31	15代	安藤 由記男	昭和 62. 4. 1～平成 2. 3. 31
6代	鷺谷 健次	昭和 34. 4. 1～43. 3. 31	16代	森尾 昭	平成 2. 4. 1～ 3. 3. 31
7代	稲田 正實	昭和 43. 4. 1～48. 3. 31	17代	碧井 猛	平成 3. 4. 1～ 5. 3. 31
8代	鈴木 貞三	昭和 48. 4. 1～49. 1. 10	18代	溝口 勝	平成 5. 4. 1～ 8. 3. 31
9代	松枝 張	昭和 49. 1. 11～52. 3. 31	19代	藤木 哲郎	平成 8. 4. 1～ 9. 3. 31
10代	今野 邦雄	昭和 52. 4. 1～52. 4. 30			

## (鴨川保健所)

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	原 進一 (心得)	昭和 19. 10. 1～21. 2. 24	14代	木村 亮太郎	昭和 40. 4. 1～43. 3. 31
2代	宇田川 英敏	昭和 21. 2. 25～21. 5. 6	15代	稲田 正實	昭和 43. 4. 1～43. 9. 30
3代	秋田六郎 (心得)	昭和 21. 5. 7～21. 11. 5	16代	今野邦雄 (心得)	昭和 43. 10. 1～47. 3. 31
4代	矢崎 好郎	昭和 21. 11. 6～22. 6. 2	17代	鈴木 貞三	昭和 47. 4. 1～52. 3. 31
5代	遠藤 真三	昭和 22. 6. 3～26. 6. 15	18代	齊藤 実	昭和 52. 4. 1～55. 3. 31
6代	関野茂夫 (心得)	昭和 26. 6. 16～28. 3. 10	19代	信藤 羊一	昭和 55. 4. 1～59. 3. 31
7代	広山 保夫	昭和 28. 3. 11～28. 10. 10	20代	齊藤 実	昭和 59. 4. 1～61. 3. 31
8代	高塚 太吉	昭和 28. 10. 11～30. 3. 31	21代	小倉 敬一	昭和 61. 4. 1～62. 3. 31
9代	汐田 弥太郎	昭和 30. 4. 1～31. 8. 15	22代	安藤 由記男	昭和 62. 4. 1～平成 2. 3. 31
10代	楠本 浩	昭和 31. 8. 16～32. 7. 2	23代	西村 明	平成 2. 4. 1～ 2. 9. 30
11代	長井 和行	昭和 32. 7. 3～34. 3. 31	24代	鈴木 弘一	平成 2. 10. 1～ 5. 9. 30
12代	稲田 正實	昭和 34. 4. 1～35. 3. 31	25代	藤木 哲郎	平成 5. 10. 1～ 8. 3. 31
13代	山田 義男	昭和 35. 4. 1～40. 3. 31	26代	井上 孝夫	平成 8. 4. 1～ 9. 3. 31

(安房保健所)

代	氏名	在任期間
初代	藤木 哲郎	平成 9. 4. 1~10. 3. 31
2代	佐久間 文明	平成 10. 4. 1~13. 3. 31
3代	中島 徹	平成 13. 4. 1~16. 3. 31

(安房保健所[安房健康福祉センター])

代	氏名	在任期間
初代	伊藤 清臣	平成 16. 4. 1~18. 3. 31
2代	久保 秀一	平成 18. 4. 1~22. 3. 31
3代	松本 良二	平成 22. 4. 1~24. 3. 31
4代	大野 由記子	平成 24. 4. 1~27. 3. 31
5代	松本 良二	平成 27. 4. 1~31. 3. 31
6代	野田 秀平	平成 31. 4. 1~令和 2. 3. 31
7代	辻村 信正	令和 2 . 4. 1~

## 2 概 要

管内（安房保健医療圏）は、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町の3市1町からなり、その総面積は576.5平方キロメートルである。

房総半島の南端に位置し、東は清澄山側の太平洋、西は鋸山側の東京湾を結び、およそ130キロメートルの海岸線に囲まれ、北部には房総丘陵があり、君津地域（君津保健医療圏）と夷隅地域（山武長生夷隅保健医療圏）に隣接している。

海岸部は、南房総国立公園に指定され、夏は涼しく冬は温暖な気候と豊かな自然にめぐまれ、花と海の観光レクリエーションゾーンとなっている。また、米、野菜、畜産や花の生産等が行われ、中小型船による沿岸・沖合漁業やアワビやサザエなどを採る磯根漁業などの各種漁業も盛んである。

管内人口の動向は、全人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は年々減少し、老年人口（65歳以上）は増加しているため、管内の高齢化率は41.6%（令和2年4月1日現在）と、県内で夷隅地域に次いで高齢化が進んでいる。

このような地域特性から、観光客が利用する飲食店や宿泊施設等への食中毒予防対策等の公衆衛生や少子高齢化対策として地域包括ケアシステムの構築等を推進している。

## 3 管内の状況

### （1）管内の人口及び世帯数等の概況

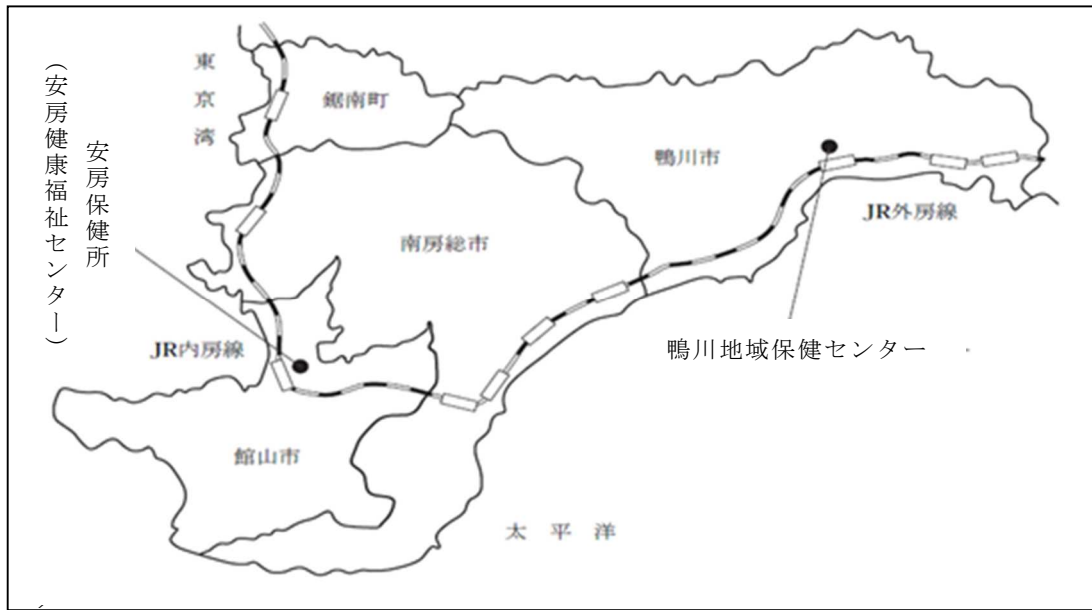
表3-（1） 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	53,182	119,436	207.2	576.50
館 山 市	20,552	44,899	408.0	110.05
鴨 川 市	14,533	31,720	166.0	191.14
南 房 総 市	14,904	35,709	155.2	230.12
鋸 南 町	3,193	7,108	157.3	45.19
県 総 数	2,799,004	6,281,394	1,217.9	5,157.57

出典：（人口）令和2年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院 令和2年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - ( 1 ) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表3-(2)-アのとおりで、令和2年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は9.1%、15歳～64歳までの生産年齢人口は49.3%、65歳以上の老年人口は41.6%で、県に比べると年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

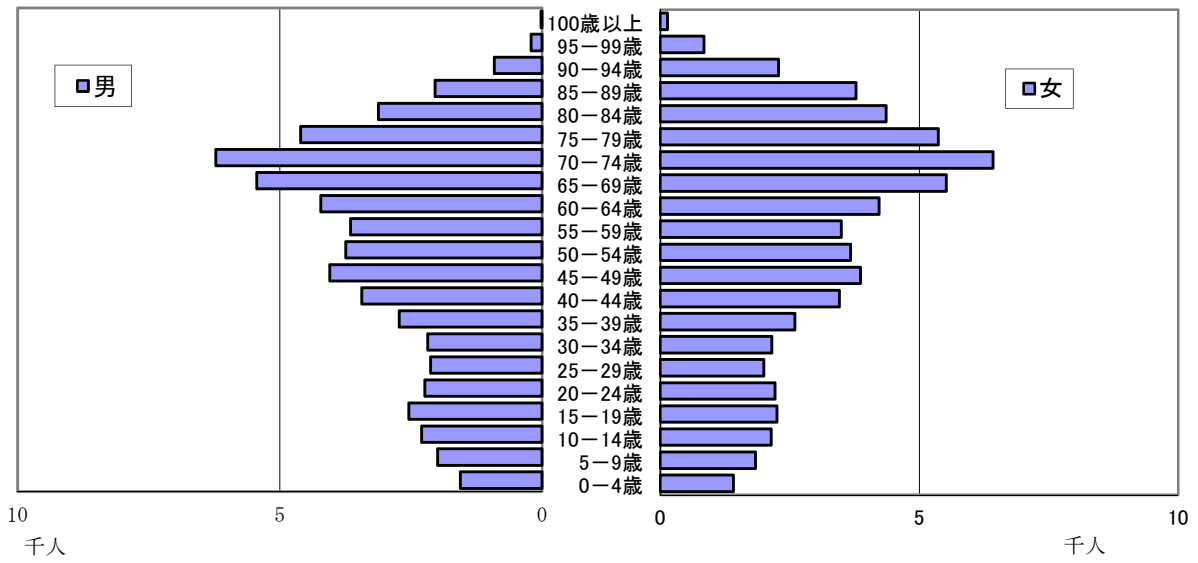
	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳		
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%	
管内	17	146,282	16,611	(11.4)	86,645	(59.2)	43,026	(29.4)	—	—	
	22	140,297	14,995	(10.7)	79,295	(56.5)	46,007	(32.8)	—	—	
	27	132,451	13,337	(10.1)	69,134	(52.2)	49,980	(37.7)	—	—	
	30	127,114	12,014	(9.5)	63,858	(50.2)	51,242	(40.3)	—	—	
	31	125,236	11,655	(9.3)	62,284	(49.7)	51,297	(41.0)	—	—	
	R2	123,349	11,236	(9.1)	60,832	(49.3)	51,281	(41.6)	—	—	
館山市	17	51,673	6,267	(12.1)	31,350	(60.7)	14,056	(27.2)	—	—	
	22	50,583	5,886	(11.6)	29,228	(57.8)	15,469	(30.6)	—	—	
	27	48,495	5,284	(10.9)	25,806	(53.2)	17,405	(35.9)	—	—	
	30	46,978	4,863	(10.4)	24,115	(51.3)	18,000	(38.3)	—	—	
	31	46,437	4,723	(10.2)	23,611	(50.8)	18,103	(39.0)	—	—	
	R2	45,887	4,514	(9.8)	23,216	(50.6)	18,157	(39.6)	—	—	
鴨川市	17	37,828	4,326	(11.4)	22,814	(60.3)	10,688	(28.3)	—	—	
	22	36,554	4,042	(11.1)	21,139	(57.8)	11,363	(31.1)	—	—	
	27	34,729	3,674	(10.6)	18,822	(54.2)	12,233	(35.2)	—	—	
	30	33,396	3,213	(9.6)	17,725	(53.1)	12,458	(37.3)	—	—	
	31	32,897	3,134	(9.5)	17,329	(52.7)	12,434	(37.8)	—	—	
	R2	32,457	3,091	(9.5)	16,931	(52.2)	12,435	(38.3)	—	—	
富浦町	17	5,691	702	(12.3)	3,278	(57.6)	1,711	(30.1)	—	—	
	富山町	17	5,914	567	(9.6)	3,467	(58.6)	1,880	(31.8)	—	—
	三芳村	17	4,524	556	(12.3)	2,677	(59.2)	1,291	(28.5)	—	—

南 房 市 総	白 浜 町	17	5,932	594	(10.0)	3,256	(54.9)	2,082	(35.1)	—	—
	千 倉 町	17	13,042	1,339	(10.3)	7,508	(57.6)	4,195	(32.2)	—	—
	丸 山 町	17	5,767	586	(10.2)	3,346	(58.0)	1,835	(31.8)	—	—
	和 田 町	17	5,717	607	(10.6)	3,149	(55.1)	1,961	(34.3)	—	—
		22	43,860	4,211	(9.6)	23,893	(54.5)	15,756	(35.9)	—	—
		27	40,776	3,757	(9.2)	20,304	(49.8)	16,715	(41.0)	—	—
		30	38,727	3,370	(8.7)	18,243	(47.1)	17,114	(44.2)	—	—
		31	38,081	3,250	(8.5)	17,733	(46.6)	17,098	(44.9)	—	—
		R2	37,444	3,121	(8.3)	17,224	(46.0)	17,099	(45.7)	—	—
	鋸 南 町		17	10,194	1,067	(10.5)	5,800	(56.9)	3,327	(32.6)	—
		22	9,310	856	(9.2)	5,035	(54.1)	3,419	(36.7)	—	—
		27	8,451	622	(7.4)	4,202	(49.7)	3,627	(42.9)	—	—
		30	8,013	568	(7.1)	3,775	(47.1)	3,670	(45.8)	—	—
		31	7,821	548	(7.0)	3,611	(46.2)	3,662	(46.8)	—	—
		R2	7,561	510	(6.7)	3,461	(45.8)	3,590	(47.5)	—	—
県 総 数		17	6,113,661	834,271	(13.6)	4,257,548	(69.6)	1,021,842	(16.7)	—	—
		22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	—	—
		27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
		30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
		31	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	—	—
		R2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）



図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和2年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和2年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	123,349	2,968	3,830	4,438	4,793	4,453	4,124	4,331	5,323	6,894	7,912	7,412	7,145	8,445	10,961	12,642	9,971	7,481	5,822	3,191	1,051	162
男	59,329	1,556	1,993	2,295	2,544	2,237	2,124	2,180	2,723	3,439	4,050	3,741	3,651	4,223	5,440	6,221	4,605	3,123	2,042	909	210	23
女	64,020	1,412	1,837	2,143	2,249	2,216	2,000	2,151	2,600	3,455	3,862	3,671	3,494	4,222	5,521	6,421	5,366	4,358	3,780	2,282	841	139
館山市総数	45,887	1,197	1,540	1,777	1,832	1,590	1,627	1,736	2,100	2,816	3,109	2,815	2,615	2,976	3,905	4,676	3,546	2,574	2,002	1,044	353	57
男	22,160	639	802	935	983	897	870	881	1,088	1,409	1,564	1,435	1,292	1,479	1,868	2,307	1,610	1,048	691	283	70	9
女	23,727	558	738	842	849	693	757	855	1,012	1,407	1,545	1,380	1,323	1,497	2,037	2,369	1,936	1,526	1,311	761	283	48
鴨川市総数	32,457	890	1,018	1,183	1,365	1,636	1,357	1,321	1,435	1,832	2,120	1,982	1,783	2,100	2,682	3,013	2,406	1,863	1,418	764	250	39
男	15,551	464	521	645	715	703	653	657	711	918	1,090	992	900	1,034	1,334	1,468	1,145	794	520	232	53	2
女	16,906	426	497	538	650	933	704	664	724	914	1,030	990	883	1,066	1,348	1,545	1,261	1,069	898	532	197	37
南房総市総数	37,444	749	1,108	1,264	1,337	1,002	936	1,055	1,502	1,872	2,284	2,194	2,271	2,771	3,635	4,083	3,336	2,508	1,964	1,142	375	56
男	17,977	388	577	593	701	539	508	523	774	920	1,188	1,096	1,210	1,414	1,846	2,027	1,537	1,043	685	322	76	10
女	19,467	361	531	671	636	463	428	532	728	952	1,096	1,098	1,061	1,357	1,789	2,056	1,799	1,465	1,279	820	299	46
鋸南町総数	7,561	132	164	214	259	225	204	219	286	374	399	421	476	598	739	870	683	536	438	241	73	10
男	3,641	65	93	122	145	98	93	119	150	192	208	218	249	296	392	419	313	238	146	72	11	2
女	3,920	67	71	92	114	127	111	100	136	182	191	203	227	302	347	451	370	298	292	169	62	8
千葉県総数	6,321,366	231,316	255,969	269,436	288,224	332,615	332,836	351,104	391,526	447,003	526,653	454,056	381,580	350,176	403,607	448,072	367,891	252,075	150,237	66,433	17,805	2,752
男	3,152,394	118,353	131,657	138,348	147,970	171,888	173,518	183,015	203,512	232,027	273,530	235,963	196,335	176,617	197,105	212,826	169,368	110,914	56,723	19,091	3,285	349
女	3,168,972	112,963	124,312	131,088	140,254	160,727	159,318	168,089	188,014	214,976	253,123	218,093	185,245	173,559	206,502	235,246	198,523	141,161	93,514	47,342	14,520	2,403

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和2年4月1日現在）

#### 4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和3年4月1日現在)

区 分	安房健康福祉センター		鴨川地域保健センター		備 考
	曜 日	時 間	曜 日	時 間	
精神保健福祉相談	予約制	予約制	予約制	予約制	
断酒学級	第2月曜日 (祝日の場合は 第3月曜日)	14:00～16:00	-	-	
D V 相 談 電話相談 面接相談	月～金曜日 月曜日	9:00～17:00 9:00～17:00	- -	- -	面接 相談は 予約制
「障害のある人も ない人も共に暮らし やすい千葉県づくり 条例」に係る相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
H I V 相談・検査	即日検査	第1・3 月曜日	10:00～11:00	-	予約制
	夜間検査	不定期		-	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	第1・3 月曜日	10:00～11:00	-	-	予約制
腸内細菌検査	毎週火曜日	9:00～11:00	-	-	
思春期相談	年8回	14:00～16:00	年4回	14:00～16:00	予約制
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
ひとり親家庭に 関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	-	-	
結核管理・接触者 健康診断	随時	-	-	-	個別 通知

## 5 各種委員会

### (1) 安房健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5- (1) 運営協議会委員名簿 (令和3年3月31日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
館山市長	金 丸 謙 一
鴨川市長	亀 田 郁 夫
南房総市長	石 井 裕
鋸南町長	白 石 治 和
安房医師会理事	田 中 かつら
安房歯科医師会長	吉 川 貴 之
安房薬剤師会薬業会長	杉 本 英 雄
千葉県看護協会安房地区部会長	本 橋 則 子
鴨川市社会福祉協議会長	石 井 一 巳
鋸南町主任児童委員監事	山 根 廣 美
千葉県保育協議会安房支会長	鈴 木 弘 子
千葉県議会議員	三 沢 智
千葉県議会議員	川 名 康 介
千葉県議会議員	木 下 敬 二
安房獣医師会長	作 佐 部 隆
安房保健所管内鴨川食品衛生協会会長	刈 込 浩 一

安房保健所管内栄養士会長	酒 井 淳 子
安房保健所管内食生活改善協議会長	高 梨 節 子
千葉県美容業生活衛生同業組合館山支部副支部長	吉 野 みち子
安房地区保健主事会長	石 村 由 里

(2) 安房保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

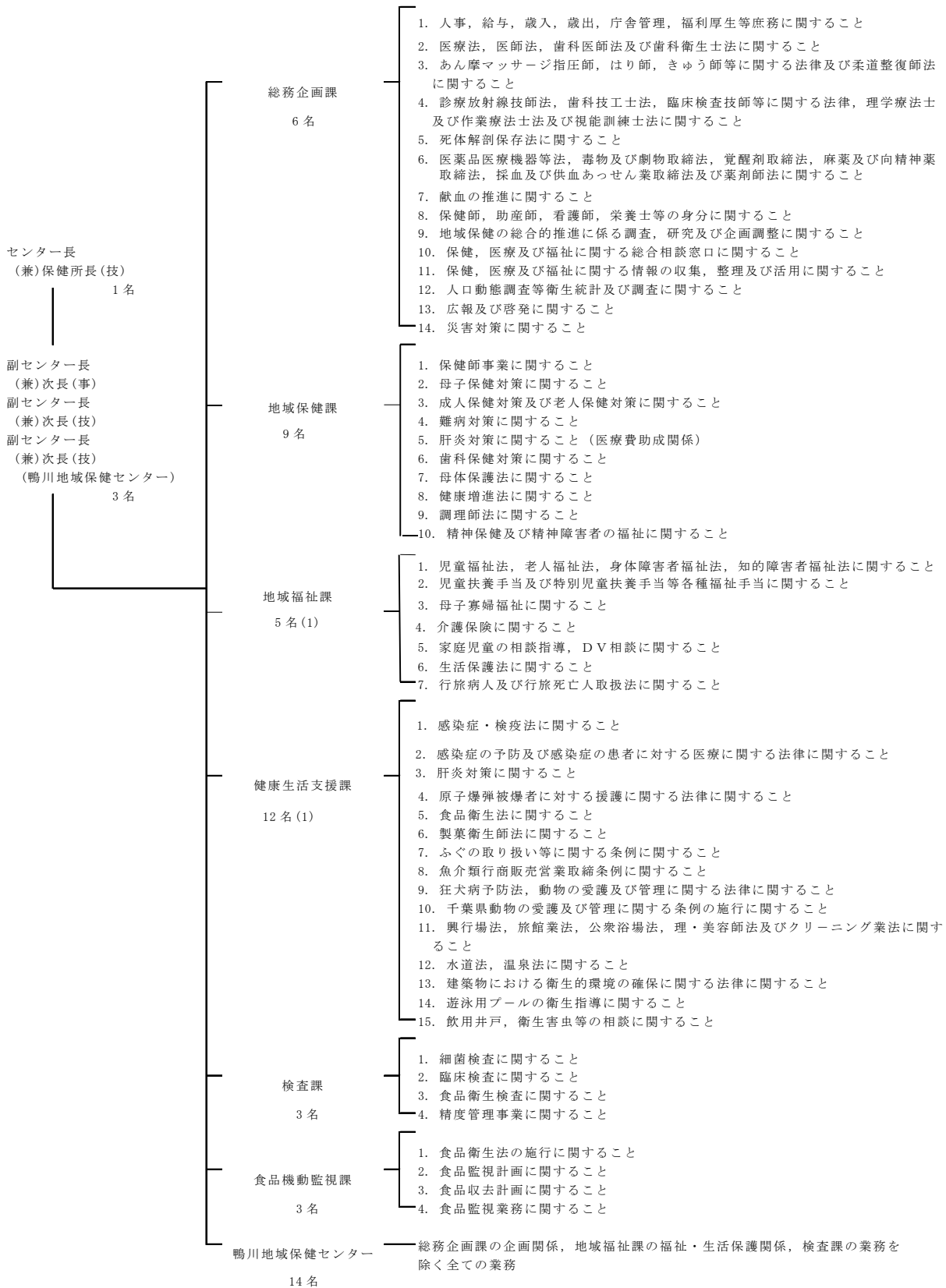
表5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和3年3月31日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
エビハラ病院院長	武 士 昭 彦
亀田総合病院感染症科部長	細 川 直 登
安房地域医療センター 総合診療科部長	曾 木 美 佐
村田司法書士事務所司法書士	村 松 智 子
元小学校長	庄 司 節 子

## 6 機構及び事務内容

図6 機構並びに事務内容

(令和2年6月1日現在)



## 7 職員数及び配置状況

表7 職員配置（安房健康福祉センター）

（令和2年6月1日現在）

	センター長 （所長）	副センター長 （次長）	総務企画課	地域保健課 （課長）	地域福祉課 （課長）	健康生活支援課 （課長）	検査課 （課長）	食品機動監視課 （課長）	計
合計	1	2	6	【1】 9	【1】 5	【1】 12 (1)	【1】 3	【1】 3	41
医師	1								1
事務		1	3	1	【1】 5 (1)				10
薬剤師		1	1			【1】 3 (1)		1	7
獣医師						3			3
保健師			1	【1】 3		4			8
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師			1	1			【1】 3		5
管理栄養士				2				1	3
精神保健福祉士				2					2
その他の技術職員						1		【1】 1	2
食品衛生監視員（再掲）	1	1				【1】 6 (1)		【1】 2	10
環境衛生監視員（再掲）	1	1				【1】 6 (1)			8

（注）技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は（）に、課長の職種は、【】内に再計とした。

\* 作成上の注意事項：各健康福祉センターの状況に応じ課名を加えることとし、記載の順番は事業年報の順とする。

※次長（技術）が健康生活支援課長を兼任していたため、職員の合計は41人となる。  
健康生活支援課は次長（技術）を除いて12人

表7 職員配置（鴨川地域保健センター）

（令和2年6月1日現在）

	副 セ ン タ ー 長 （ 次 長 ）	総 務	地 域 保 健 業 務	健 康 生 活 支 援 業 務	計
合計	1	2	4	7	14
医師					0
事務		1			1
薬剤師		1		1	2
獣医師				2	2
保健師	1		2	2	5
診療放射線技師					0
臨床検査技師				1	1
管理栄養士			1		1
精神保健福祉士					0
その他の技術職員			1	1	2
食品衛生監視員（再掲）				3	3
環境衛生監視員（再掲）	1			4	5

（注）技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は（）に、課長の職種は、【】内に再計とした。

\* 作成上の注意事項：各健康福祉センターの状況に応じ課名を加えることとし、記載の順番は事業年報の順とする。



